

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

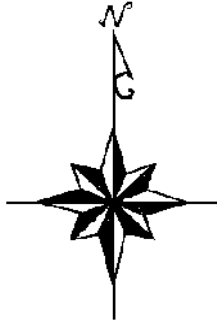
開発行為に伴い路線を認定する必要性が生じたので、道路法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定にもとづき、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青3297号線	青梅市大門1丁目699番10 青梅市大門1丁目699番14		別記図面 表示のとおり

市道路線認定略図



青 梅 市 大 門 1 丁 目 地 内



認 定 す る 市 道 路 線

延 長

3 2 . 5 1 メ ー ト ル

市立吹上中学校

青 3 2 9 7 号 線

城山通り

大門1丁目

